

平成 21 年度 事業計画

はじめに

少子高齢化の進展に伴い、社会福祉を取り巻く諸情勢は大変厳しさを増しております。私達社会福祉協議会は、地域福祉を推進することを使命としており、地域住民の個々のニーズに応え個々の生活を支えることより、より具体的に事業の展開を実践しなければなりません。

今年度は地域密着型介護サービスである「小規模多機能型居宅介護事業所たかやま」を下地・上野地区に開所することになりました。高齢者が「安心・安全」に地域において介護サービスが受けられように、職員の資質を高めながら充実強化していきます。

財源については、「公費財源」、「民間財源」、「事業収入財源」で賄われておりますが、安定した財源確保のため、自主財源の強化と経費の節減等を図りながら、前年度から始めている「経営改善計画」の確実な実践を行います。

重点目標

1、組織体制について

合併4年目に入っており、本所、支所制度のあり方を含めて、検証する中で、効率的な組織運営と適正な職員配置等、地域福祉の推進を積極的に展開できる組織体制の見直しを検討します。

2、事業の統廃合について

事業を大きく分類すると、①社協の運営・基盤強化 ②地域福祉活動の推進 ③在宅福祉サービスの推進 ④ボランティア活動の推進の4つに分ける事ができます。

事業の統廃合については、組織体制の見直しと平行して、地域のニーズも十分に考慮しながら、統廃合できる事業については積極的に推進します。

3、職員の資質向上と連携強化について

社会福祉協議会の共通理念である、“ふだんのくらしのしあわせづくり”の実現のため、研修等へ積極的に参加し、個々のスキルアップを図りながら、地域から信頼される職員の資質向上に努めます。

本所、支所の職員代表者との意見交換会を開催する中で、職員との意思疎通と連携を強化します。

4、自主財源の強化について

社協の自主財源は、「会員会費」、「寄付金」、「赤い羽根共同募金配分金」の民間財源が主であります。

自主財源の安定確保のために、会員会費加入促進と赤い羽根共同募金の取り組みを強化しながら、収益増につながる新規事業等の開発、研究にも着手します。

5、赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の強化推進について

年々厳しさを増している社会経済情勢の中で、募金運動が低迷しておりますが、社協にとっては重要な地域福祉活動の財源であり、徴収方法等を工夫しながら、強化推進に努めます。

6、地域福祉活動計画の策定について

地域福祉を推進するためには、宮古島市の「地域福祉計画」作成に積極的に参画し、住民主体の福祉ネットワークを構築しながら、平成 23 年度を目途に「地域福祉活動計画」の策定にむけて積極的に取り組みを強化します。

具 体 的 事 業

1、役員会議と支所長会議の充実

組織運営と経営の「安定と強化」を図る意味において定期的に役員会議と支所長会議の開催を実施します。

(1) 役員会議

①毎月第 2 月曜日に開催。(第 2 月曜日が祝日の場合は翌日)

②構成は、会長、副会長、事務局長、支所長。

(2) 支所長会議

①毎週月曜日に開催。(月曜日が祝日の場合は翌日)

②構成は、会長、事務局長、支所長。

2、理事会、評議員会の開催

事業計画(案)、予算(案)、決算報告、事業報告等運営、経営に関する事項については、定款に基づき開催します。

(1) 理事会

①年 6 回を目安として開催。

②理事は 15 名。

(2) 評議員会

①年 6 回を目安として開催。

②評議員は 31 名。

3、事業専門分野の会議開催

福祉活動専門員連絡会、福祉サービス連絡会等各専門分野における会議を必要に応じて開催し、情報交換と意思疎通を図ります。

(1) 福祉活動専門員連絡会

①毎月1回定期的に開催。

②構成は、福祉活動専門員、地域福祉活動コーディネーター、地域福祉権利擁護専門員。

(2) 福祉サービス連絡会

①毎月第3木曜日に開催。

②構成は、本所企画員、支所の介護保険事業に従事する職員。

4、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の充実強化

(1) 利用者への質の高いサービス提供

・福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス・書類等預かりなど、利用者が安心して暮らせるようにきめ細かい支援を行う。

(2) 生活支援員の確保

・生活支援員の数を確保し、利用者へ安定したきめの細かい支援を行う。

(3) 生活支援員連絡会の開催

・複雑化する利用者の課題に対応するため連絡会を開催し、研修や情報交換等を通して生活支援員の支援技術の向上を図る。

(4) 待機者の解消と相談への迅速な対応

・専門員の増員など実施体制を整えることで、相談者への迅速な対応と待機者の解消を図る。

(5) 専門員の1名増

・沖縄県補助金増により専門員を嘱託で新規に1名配置する。

(6) 成年後見人担当の配置

・宮古島市補助金増により成年後見人担当を1名配置し、専門員と連携した事業の強化を図る。

主な業務

①福祉サービスの利用援助

②日常的金銭管理サービス

③書類等の預かりサービス

④行政や関係機関等への制度周知

⑤各種会議、研修会への参加

5、地域福祉等推進特別支援事業の推進

(1) 電話・巡回等による地域住民の各種相談への対応

- ①電話相談は、専用電話を設置し、月曜日～金曜日午前10時～午後4時まで専任相談員が対応する。時間外や休日には、留守電話やFAXで受付ける。
 - ②移動・巡回相談は相談員とコーディネーターで随事対応。
- (2) 各種相談等による福祉ニーズの把握
- ①常時相談日：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 専任相談員対応。
 - ②法律相談日：月1回第3木曜日 午後2時～午後4時 専門相談員対応。
 - ③医療相談日：月1回第3金曜日 午後1時～午後3時 医師対応。
 - ④健康相談日：毎週水曜日 午後2時～午後3時 看護師、保健師対応。
 - ⑤教育・心の相談日：毎月曜日 午前10時～午後5時 産業カウンセラー対応。
 - ⑥介護・障害相談日：毎火曜日 午前10時～午後5時 ケアマネジャー対応。
 - ⑦ボランティア相談日：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 コーディネーター等対応。
 - ⑧種別相談件数の把握、処遇検討会の開催、地区別移動相談の実施。
- (3) 住民座談会等の開催等による福祉活動についての住民への啓蒙活動
- ①地域福祉相談会：毎月1回各部落公民館、団地内集会所等で実施。
 - ②小地域会議：小地域ネットワーク協力員会議（近隣見守援助協力員）を隔月実施。
 - ・ 下地：8ヶ所。
 - ・ 平良：1ヶ所 城辺：1ヶ所 上野：1ヶ所 伊良部：1ヶ所拡大予定。
 - ③老人クラブ、サロン、民生委員児童委員連絡協議会、自治会等で事業説明。
- (4) ボランティア活動に関する相談・登録斡旋及び養成研修
- ①宮古島市サマーボランティア研修会。
 - ②各小中学校疑似体験教室、福祉講話等実施。
 - ③各ボランティア団体の活動支援。
 - ④宮古島市ボランティア連絡会。（年2回）
 - ⑤地域のボランティア活動に関する相談、登録、斡旋、連絡調整。
- (5) 福祉活動についての理解促進と広報活動
- ①市広報紙や社協だより等で本事業のPRと「ふれあい福祉相談所」パンフレット配布・ボランティア活動のPR。
 - ②行政チャンネルでのPR放送や新聞掲載、ホームページでのPR。
- (6) 関係機関とのネットワーク形成
- ①自治会、ボランティア団体、駐在所、民生委員児童委員等とのケース検討会の開催。
 - ②独居高齢者の実態把握と「あんしんカード」の作成配布。
- (7) 住民参加の福祉活動の支援
- ①見守り活動の実施。
 - ・ 下地：8ヶ所
 - ・ 平良：1ヶ所 城辺：1ヶ所 上野：1ヶ所 伊良部：1ヶ所拡大予定。

②サロン活動。

- ・ 平良：28カ所 下地：19カ所 伊良部：2カ所 城辺：2カ所
- ・ 平良：2カ所 下地：2カ所 伊良部：2カ所 城辺：2カ所
上野：2カ所拡大予定。

③ミニディサービス活動。

- ・ 下地：8ヶ所 城辺：10ヶ所を実施。

④生きいき教室

- ・ 平良：6ヶ所 城辺：4ヶ所 上野：1ヶ所 伊良部：1ヶ所を実施。

6、ふれあい生きいきサロン活動の充実強化

(1) ふれあい福祉相談室

- ①専任相談員、専門相談員(弁護士)の配置。
- ②総合相談日：毎週月曜日と木曜日 午前10時～午後4時。
- ③法律相談日：毎月第2火曜日と第4火曜日 午後1時30分～午後4時30分。
- ④ガンズコールの推進。

(2) サロンの育成強化

- ①既サロン(28カ所)の充実強化。
- ②新規サロンの拡大。
- ③サロンボランティアの育成と募集。
- ④サロンへの助成。
- ⑤サロン代表者会の開催。

(3) 地域福祉等推進特別支援事業との連携強化

- ①地域福祉活動コーディネーターとの情報交換と連携強化。

7、ボランティア活動の育成強化

本所にボランティアセンターを設置し、ボランティアコーディネーターについては、地域福祉活動コーディネーターが兼務しながら、ボランティアの育成強化に努める。

- (1) ボランティア登録者の整備
- (2) ボランティア指定校の推進
- (3) ボランティア連絡会議の定期開催
- (4) ボランティア普及育成の取り組み
- (5) ボランティア人材派遣窓口
- (6) ボランティア体験学習の実施
- (7) ボランティア世代間交流事業
- (8) ボランティア活動講座の開催
- (9) ボランティア活動推進校の連絡会の開催

- (10) ボランティア活動推進校への助成
- (11) 手話講習会の開催

8、地域福祉活動事業の推進強化

福祉活動専門員と地域福祉活動コーディネーターとの連携を強化しながら、地域福祉活動の推進を強化する。

- (1) 地域福祉活動計画の策定
- (2) ケース検討会の開催
- (3) 地域福祉懇談会の開催
- (4) 福祉施設連絡会と協働事業の取り組み
- (5) 教育、保健、医療機関との連携強化とネットワークの構築
- (6) 社協会員会費加入促進の取り組み強化
- (7) 赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の取り組み強化
- (8) 地域ニーズの実態調査
- (9) 地域づくり協議会との連携協力

9、低所得者福祉活動援護事業

- (1) 生活福祉資金貸付と償還業務の推進
- (2) 生活困窮世帯援護活動
- (3) 法外援護給付金の給付
- (4) たすけあい金庫の償還強化
- (5) 歳末たすけあい義援金配分の取り組み

10、老人福祉活動事業

- (1) ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者の援護活動
 - ①オムツ支給。
 - ②ひとり暮らし高齢者激励会。
 - ③ひとり暮らし高齢者ピクニック。
 - ④ひとり暮らし高齢者世帯年末清掃活動。
 - ⑤ひとり暮らし高齢者見守り活動。(ヤクルト配布)
- (2) 非常災害時における援護活動
- (3) ふれあい生きいきサロン、ミニディサービスへの支援
- (4) 老人福祉大会、運動会、芸能大会等への支援
- (5) 宮古地区老人クラブとの連携強化
- (6) 宮古地区民児協との連携強化と友愛訪問への支援
- (7) 世代間交流事業
 - ①世代間ゲートボール大会。

- ②高齢者世帯ピクニックの実施。
- ③要援護世帯への介護用機器の貸出。
- ④高齢者グランドゴルフ大会。

1 1、児童青少年福祉活動事業

- (1) 子供の遊び場と遊具の危険箇所点検
- (2) 困窮世帯児童への援護活動
- (3) 児童福祉週間の取り組み
 - ①鯉のぼり掲揚式。
 - ②学用品配布。
- (4) こどもおはなしフェスティバルの取り組み
- (5) 一日ジョイフルデーの取り組み
- (6) 青少年非行防止運動の推進
- (7) NPO 宮古地区保育向上連絡協議会への助成支援
- (8) 親子トーフ作りとイモダンゴ作りの実施
- (9) ふれあいもちつき広場の実施
- (10) 赤ちゃんオムツ支援事業の実施
- (11) 新生児宅訪問活動

1 2、障がい児・者福祉活動事業

- (1) 宮古地区障がい者スポーツ大会への協力支援
- (2) 宮古地区障がい者フェスティバル大会の取り組み
- (3) 障がい者の日（12月9日）の取り組み
- (4) 宮古地区知的障がい者スポーツ大会への協力支援
- (5) 重度障がい児・者への援護支援
- (6) 宮古地区視覚障がい者福祉協会への助成
- (7) 宮古地区身体障がい者連合会への助成
- (8) NPO 法人宮古地区手をつなぐ育成会への助成
- (9) 身体障がい者福祉協会各支部への助成
- (10) 地域活動支援センター「若葉」への助成
- (11) 重度小規模作業所「なんくる」への助成
- (12) 在宅障がい児(者)激励ピクニックの開催
- (13) ふれあいグラウンドゴルフ大会の開催
- (14) 障がい者へのオムツ支給
- (15) 手話の会・手話サークルへの助成
- (16) 身体障がい者小規模作業所への協力支援
- (17) 心身障がい者とボランティア餅つき大会の実施

(18) 身体障がい者への相談業務

(19) 車椅子の無料貸出

1 3、母子・父子福祉活動事業

(1) 母子寡婦福祉協会への助成

(2) 母子・父子家庭夏休み宿題祭り

(3) ひとり親世帯ピクニック

(4) 母子会クリスマス会の開催

(5) 母子家庭新入学児童激励会の開催

(6) 親子ふれあいピクニックの開催

(7) 親子ふれあいグラウンドゴルフ大会の開催

(8) 沖縄県母子寡婦福祉大会への協力支援

1 4、福祉教育活動事業

人づくりのための、福祉教育は大変重要ですので、学校現場、地域に入り、積極的に福祉教育活動を推進する。

(1) 児童生徒を対象にした福祉講話と福祉体験学習の推進

(2) 教職員を対象にした福祉施設の訪問案内

(3) 教育委員会と連携した福祉教育の取り組み

1 5、居宅介護支援事業

(1) 指定居宅介護支援の実施

①要介護認定の更新や変更の協力・援助。

②居宅介護計画の作成及びサービス事業者との連絡調整。

③経過観察・再評価。

④給付管理。

(2) 研修・勉強会

①初任職員研修と中堅職員研修の実施。

②管理者研修の実施。

③事業所外研修への参加と事業所合同の勉強会。

④教育・研修計画の策定。

(3) リスクマネジメント

①事故防止委員会の開催。(年2回)

②危険箇所のチェック。

③ひやりハット報告の実施、発表。

④独居高齢者への台風対策。

(4) 事業評価の実施

- ①居宅介護支援事業の自己評価の実施。(事業所・職員)
- ②介護サービス情報の公表。
- (5) マニュアルの整備
 - ①マニュアルの改善。
 - 認知症ケアマニュアル、プライバシー保護マニュアル、相談苦情対応マニュアル、倫理綱領、緊急時マニュアル、災害時マニュアル
 - ②新たなマニュアルの作成。(自己評価マニュアル)
- (6) 健康診断・インフルエンザ予防接種の実施
 - ①11月～12月に予定。
- (7) 各種会議の開催、参加
 - ①サービス担当者会議と事例検討会。
 - ②業務改善会議。
 - ③福祉サービス連絡会とケアマネ連絡会。
- (8) 保険への加入
 - ①社協の総合保険。
- (9) パンフレットの作成
- (10) 年間日程

月	内容	研修
4	○職員会議 ○宮古地区ケアマネ連絡会 ○福祉サービス連絡会	○接遇マナー研修(合同)
5	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	○倫理・法令研修(合同)
6	○職員会議 ○宮古地区ケアマネ連絡会 ○福祉サービス連絡会	○初任職員研修 ○プライバシーの保護(合同)
7	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	○感染症対策研修(合同) ○現任職員研修
8	○職員会議 ○宮古地区ケアマネ連絡会 ○福祉サービス連絡会	○基礎研修(県)
9	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	○認知症実践者研修(県)
10	○職員会議 ○宮古地区ケアマネ連絡会 ○福祉サービス連絡会	○専門研修Ⅰ(県)
11	○職員会議	○専門研修Ⅱ(県)

	○福祉サービス連絡会	
1 2	○職員会議 ○宮古地区ケアマネ連絡会 ○福祉サービス連絡会 ○互助会忘年会	○介護支援専門員大会
1	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	○認知症研修
2	○職員会議 ○福祉サービス連絡会 ○宮古地区ケアマネ連絡会 ○ケアマネ自己評価・事業所評価 ○利用者意向満足度調査	○事故・緊急時対応研修 ○主任研修（県）
3	○職員会議 ○福祉サービス連絡会 ○サービス・業務改善会議	○更新研修（県） ○人権と意志の尊重
備考		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期健康診断（6月～12月） ・ インフルエンザ予防接種（11月～1月） 		

16、訪問介護事業

宮古島市社協指定訪問介護事業所ひらら
宮古島市社協指定訪問介護事業所ぐすくべ
宮古島市社協指定訪問介護事業所いらぶ
宮古島市社協指定訪問介護事業所しもじ
宮古島市社協指定訪問介護事業所うえの

（1）指定訪問介護の実施

- ①身体介護、生活援助、相談助言サービスの実施。
- ②訪問介護計画の作成。
- ③苦情の受付、解決。
- ④関係機関との連携。
- ⑤通院等乗降介助サービスの実施。

（2）研修・勉強会

- ①初任職員研修の実施。
- ②中堅職員研修の実施。
- ③サービス提供責任者研修の実施。
- ④事業所外研修の参加と事業所合同の勉強会。（毎月）
- ⑤ヘルパーミーティング。（毎月）

- ⑥教育・研修計画の策定。
- ⑦O J T研修の実施。
- (3) リスクマネジメント
 - ①事故対策委員会の開催。
 - ②危険箇所及び福祉用具のチェック。
 - ③ひやりハット報告の実施。
 - ④独居高齢者への台風対策。
- (4) 事業評価の実施
 - ①訪問介護事業の自己評価の実施。(事業所、職員)
 - ②介護サービス情報の公表。
- (5) マニュアルの整備
 - ① 既存マニュアルの改善。
訪問介護マニュアル、苦情相談マニュアル、金銭管理マニュアル、感染症マニュアル、緊急時マニュアル、事故発生時マニュアル、接遇マニュアル、鍵管理マニュアル
 - ② 新たなマニュアルの作成。(自己評価マニュアル、実習受入れマニュアル)
- (6) 健康診断・インフルエンザ予防接種の実施(11月～12月に予定)
- (7) ホームヘルパー1級・2級実習受入(1回あたり2名の受入れ)
- (8) 各種会議の開催、参加
 - ①チームカンファレンス。
 - ②事例検討会と業務改善会議。
 - ③福祉サービス連絡会及び訪問介護分会。
 - ④サービス担当者会議。
- (9) 保険への加入
 - ①社協の総合保険。 ②自動車保険。 ③送迎サービス補償。
- (10) 家族連絡会の創設
- (11) パンフレット作成
- (12) 年間日程

月	内容	研修
4	<ul style="list-style-type: none"> ○ヘルパー職員会議 ○福祉サービス連絡会・訪問介護分会 ○職員・事業所自己評価(ぐすくべ) ○サービス意向・満足度調査(ぐすくべ) ○サービス・業務改善会議(ひらら) 	<ul style="list-style-type: none"> ○接遇マナー研修(合同) ○サービス提供責任者研修
5	<ul style="list-style-type: none"> ○ヘルパー職員会議 ○福祉サービス連絡会 ○職員・事業所自己評価(しもじ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○倫理・法令研修(合同) ○現任職員研修

	○サービス意向・満足度調査（しもじ） ○サービス・業務改善会議（ぐすくべ）	
6	○ヘルパー職員会議 ○福祉サービス連絡会・訪問介護分会 ○職員・事業所自己評価（いらぶ） ○サービス意向・満足度調査（いらぶ） ○サービス・業務改善会議（しもじ）	○プライバシーの保護研修（合同） ○初任職員研修
7	○ヘルパー職員会議 ○福祉サービス連絡会 ○職員・事業所自己評価（うえの） ○サービス意向・満足度調査（うえの） ○サービス・業務改善会議（いらぶ）	
8	○ヘルパー職員会議 ○福祉サービス連絡会・訪問介護分会 ○サービス・業務改善会議（うえの）	○適正実施研修（県） ○認知症介護実践者研修（県）
9	○ヘルパー職員会議 ○福祉サービス連絡会	○ガイドヘルプ研修 ○救急救命研修
10	○ヘルパー職員会議 ○福祉サービス連絡会・訪問介護分会	
11	○ヘルパー職員会議 ○福祉サービス連絡会	
12	○ヘルパー職員会議 ○福祉サービス連絡会・訪問介護分会	○テーマ別研修（県）
1	○ヘルパー職員会議 ○福祉サービス連絡会	○認知症研修（合同）
2	○ヘルパー職員会議 ○福祉サービス連絡会・訪問介護分会	○事故・緊急時研修（合同）
3	○ヘルパー職員会議 ○福祉サービス連絡会 ○職員自己評価	○人権と意志の尊重に関する研修（合同）
備考		
定期健康診断 6月～12月		
インフルエンザ予防接種 11月～1月 運転手講習会		

17、通所介護

宮古島市社協指定通所介護事業所いらぶ

(1) 指定訪通所介護の実施

- ①食事、入浴、日常生活動作機能訓練、健康チェック、アクティビティの提供。
- ②通所介護計画の作成。
- ③苦情の受付、解決。
- ④関係機関との連携。 ⑤送迎。

(2) 研修・勉強会

- ①初任職員研修の実施。
- ②中堅職員研修の実施。
- ③生活相談員、看護職員研修の実施。
- ④事業所外研修の参加と事業所合同の勉強会。(毎月)
- ⑤職員ミーティング。(毎月)
- ⑥教育・研修計画の策定。
- ⑦OJT研修の実施。

(3) リスクマネジメント

- ①事故対策委員会の開催。
- ②危険箇所及び福祉用具のチェック。
- ③ひやりハット報告の実施。
- ④独居高齢者への台風対策。

(4) 事業評価の実施

- ①通所介護事業の自己評価の実施。(事業所、職員)
- ②介護サービス情報の公表。

(5) マニュアルの整備

- ① 既存マニュアルの改善。

通所介護マニュアル、苦情相談マニュアル、金銭管理マニュアル、感染症マニュアル、緊急時マニュアル、事故発生時マニュアル、接遇マニュアル

- ② 新たなマニュアルの作成。(鍵管理マニュアル、自己評価マニュアル、実習受入れマニュアル)

(6) 健康診断・インフルエンザ予防接種の実施 (11月～12月に予定)

(7) 実習受入 (1回あたり2名の受入れ)

(8) 各種会議の開催、参加

- ①事業所カンファレンス。
- ②事例検討会と業務改善会議。
- ③福祉サービス連絡会。
- ④サービス担当者会議。

(9) 保険への加入

- ①社協の総合保険。 ②自動車保険。

(10) 家族連絡会の創設

(11) パンフレット作成

(12) 年間日程

月	内容	研修
4	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	○接遇マナー研修(合同)
5	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	○倫理・法令研修(合同)
6	○職員会議 ○福祉サービス連絡会 ○自己評価(従業者・事業所) ○利用者意向満足度調査	○プライバシー保護研修(合同) ○初任職員研修
7	○職員会議 ○福祉サービス連絡会 ○サービス・業務改善会議	○感染症対策研修(合同) ○現任職員研修
8	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	○認知症実践者研修(県)
9	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	○救急訓練研修
10	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	
11	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	
12	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	
1	○職員会議 ○福祉サービス連絡	○看護従事者研修(県) ○認知症研修(合同)
2	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	○事故・緊急時研修(合同)
3	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	○人権と意志の尊重に関する研修(合同)
備考		
定期健康診断 6月～12月		
インフルエンザ予防接種 11月～1月		

18、訪問入浴介護事業

宮古島市社協指定訪問入浴介護事業所いらぶ

宮古島市社協指定訪問入浴介護事業所しもじ

- (1) 指定訪問介護の実施
 - ①訪問入浴介護、相談助言サービスの実施。
 - ②苦情の受付、解決。
 - ③関係機関との連携。
- (2) 研修・勉強会
 - ①初任職員研修の実施。
 - ②中堅職員研修の実施。
 - ③事業所外研修への参加。
 - ④各事業所合同の勉強会。(毎月)
 - ⑤ヘルパーミーティング。(毎月)
 - ⑥教育・研修計画の策定。
 - ⑦OJT研修の実施。
- (3) リスクマネジメント
 - ①事故対策委員会の開催。(年2回)
 - ②危険箇所及び福祉用具のチェック。(3ヶ月に1回)
 - ③ひやりハット報告の実施。
 - ④独居高齢者への台風対策。
- (4) 事業評価の実施
 - ①訪問入浴介護事業の自己評価の実施。(事業所、職員)
 - ②介護サービス情報の公表。
- (5) マニュアルの整備
 - ① 既存マニュアルの改善。
訪問入浴介護マニュアル、苦情相談マニュアル、感染症マニュアル
緊急時マニュアル、事故発生時マニュアル、接遇マニュアル
 - ② 新たなマニュアルの作成。(鍵管理マニュアル、自己評価マニュアル、実習
受入れマニュアル)
- (6) 健康診断・インフルエンザ予防接種の実施 (11月～12月に予定)
- (7) 会議の開催、参加
 - ①チームカンファレンス。
 - ②事例検討会と業務改善会議。
 - ④福祉サービス連絡会及び訪問介護分会。
 - ⑤サービス担当者会議。
- (8) 保険への加入
 - ①社協の総合保険。 ②自動車保険。 ③送迎サービス補償。
- (9) パンフレット作成
- (10) 年間日程

月	内容	研修
4	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	○接遇マナー研修（合同）
5	○職員会議 ○福祉サービス連絡会 ○事業所しもじ自己評価（職員・事業所）	○倫理・法令研修（合同）
6	○職員会議 ○福祉サービス連絡会 ○事業所いらぶ自己評価（職員・事業所） ○事業所しもじサービス・業務改善会議	○プライバシーの保護研修（合同）
7	○職員会議 ○福祉サービス連絡会 ○事業所いらぶサービス・業務改善会議	○感染症対策研修（合同） ○初任職員研修
8	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	○現任職員研修
9	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	○救急救命研修
10	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	
11	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	
12	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	
1	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	○看護従事者研修（県） ○認知症研修（合同）
2	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	○事故・緊急時研修（合同）
3	○職員会議 ○福祉サービス連絡会	○人権と意志の尊重に関する研修（合同）
備考 定期健康診断 6月～12月 インフルエンザ予防接種 11月～1月		

19、小規模多機能型居宅介護事業

宮古島市社協小規模多機能型居宅介護事業所きゃーぎ

宮古島市社協小規模多機能型居宅介護事業所たかやま

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業の実施
 - ①通所サービス、訪問サービス、宿泊サービスの実施。
 - ②居宅サービス計画の作成。
 - ③苦情の受付、解決。
 - ④関係機関との連携。
- (2) 研修・勉強会
 - ①初任職員研修の実施。
 - ②中堅職員研修の実施。
 - ③サービス提供責任者研修の実施。
 - ④事業所外研修への参加と事業所合同の勉強会。(毎月)
 - ⑤ヘルパーミーティング。(毎月)
 - ⑥教育・研修計画の策定。
 - ⑦OJT研修の実施。
- (3) リスクマネジメント
 - ①事故対策委員会の開催。
 - ②危険箇所及び福祉用具のチェック。
 - ③ひやりハット報告の実施。
 - ④独居高齢者への台風対策。
- (4) 事業評価の実施
 - ①小規模多機能型居宅介護事業の自己評価の実施。(事業所、職員)
 - ②介護サービス情報の公表。
- (5) マニュアルの整備
 - ①既存マニュアルの改善。
通所介護マニュアル、苦情相談マニュアル、金銭管理マニュアル、感染症マニュアル、緊急時マニュアル、事故発生時マニュアル、接遇マニュアル
 - ②新たなマニュアルの作成(鍵管理マニュアル、自己評価マニュアル、実習受入れマニュアル)
- (6) 健康診断・インフルエンザ予防接種の実施。(11月～12月に予定)
- (7) 実習受入。(1回あたり2名の受入れ)
- (8) 各種会議の開催、参加
 - ①事業所カンファレンス。
 - ②業務改善会事例検討会。
 - ③福祉サービス連絡会。
 - ④サービス担当者会議。
- (9) 保険への加入
 - ①社協の総合保険。 ②自動車保険。 ③送迎サービス補償。
- (10) 家族連絡会の創設

(11) パンフレット作成

20、障害者自立支援事業

(1) 自立支援給付

①介護給付の推進。

- ・居宅介護
- ・重度訪問等介護

②訓練等給付の推進。

- ・共同生活援助（グループホーム）

(2) 地域生活支援事業への対応

①移動支援事業の推進。

- ・ガイドヘルプ（外出時の手伝い）

21、一般旅客自動車運送事業

(1) 介護タクシーの運行

- ・初乗り 390 円（413m ごとに 60 円加算）

22、受託事業

(1) 高齢者外出支援サービス事業

一般の交通機関の利用が難しい高齢者に対して、リフト車等で利用者宅と医療機関等の送迎を有償で行うことを目的としている。

対象は、概ね 65 歳以上の高齢者、又は 60 歳以上の肢体不自由な者。

利用者負担（片道：250 円 往復：500 円）

(2) 介護予防普及啓発事業（生きいき教室）

概ね 65 歳以上の元気な高齢者を対象に、生きがいと社会参加を促進すると共に、家に閉じこもりがちなる一人暮らしの高齢者等に対して、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ることを目的としている。

①デイサービス事業の推進。

②高齢者介護予防の取り組み。

③各種教養講座の実施。

④ピクニックの実施。

⑤支援ボランティアの育成。

⑥実施地区。

平良地区・城辺地区・伊良部地区・上野地区

(3) 介護予防普及啓発事業（転倒骨折予防教室・ワイド教室）

運動器の機能向上が必要な高齢者を対象に、要介護状態にならない期間をできるだけ維持するために、機器を用いた運動を取り入れた内容で筋力トレーニング

ング等を実施する。

①実施方法。

週1回、2時間とし1クール（3ヶ月）で2クール（6ヶ月）実施。

②実施地区。

平良地区・城辺地区・伊良部地区・下地地区・上野地区の5地区。

（4）つどいの広場事業

乳幼児（0歳～3歳）をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場を身近な地域に設置する事により、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て、子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る事を目的としている。

①子育て親子の交流、集いの広場の提供。

②子育てに関する相談、援助の実施。

③地域の子育て関連情報の提供。

④子育て及び子育て支援に関する講習の実施。

（5）芸術・文化講座開催等事業

芸術、文化活動等を行うことにより、障がい者の社会参加を促進する。

①琉球舞踊教室の開催。

②フォークダンス教室の開催。

③エアロビクス教室の開催。

④三味線教室の開催。

⑤沖縄県視覚障がい者音楽発表会への参加。

（6）スポーツ・レクレーション教室開催事業

障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため及びスポーツを普及するために開催する。

①3障がい交流カラオケのど自慢大会。

②サウンドテーブルテニス大会。（視覚障がい者）

③レクレーション大会。（ボーリング大会、グランドゴルフ大会等）

④キックベースボール大会。（知的障がい者）

⑤フライングディスク大会。（身体障がい者）

⑥ソフトバレーボール大会。（精神障がい者）

⑦その他スポーツ・レクに関する行事。

（7）生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援、家事に対する必要な支援を行う。

①対象者は、障がい程度区分非該当者。

②生活支援と家事援助。

(8) 地域相談センター事業

相談員を配置し、高齢者の実態把握調査と相談事業等を行っている。

- ①地域包括支援センターとの連携強化。
- ②高齢者の実態把握調査及び相談事業。
- ③介護保険及び福祉サービス利用に係る手続きの申請代行。
- ④災害弱者高齢者の把握対応。
- ⑤基本チェックリストの実施。(住民検診未受診者対象)

(9) 移送支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行う事により地域における自立生活及び社会参加の促進を図る事を目的とする。

(10) 「食」の自立支援事業

食事作りが難しい高齢者の自宅を訪問して、弁当を提供する。週2日、昼食として配達し、安否確認も行う。

(11) ひらら大学開設運営事業

地域の高齢者が家に閉じこもらず、生きがいを高めるため、また、仲間づくりの輪を広げるためにレクリエーション活動や各種教養講座等を学習することにより充実した日常生活を創造し、もっと健康づくりに寄与することを目的としている。

- ①開設期間 平成21年4月 ～ 平成22年3月 (月2回)
- ②開設時間 午後2時から午後4時までの2時間
- ③対象者 平良地区内に住む高齢者(60歳以上)
- ④解説講座 書道、舞踊、大正琴、三味線
- ⑤開設会場 平良老人福祉センター(書道、大正琴、三味線、舞踊)
宮古南静園(舞踊)、久松公民館(舞踊)、狩俣公民館(舞踊)
西原公民館(舞踊、大正琴)、池間公民館(舞踊)

23、宮古島市指定管理者運営事業

平成20年度より、宮古島市から平良老人福祉センター、城辺社会福祉センター、伊良部老人福祉センター、伊良部老人サービスセンター、下地老人福祉センター、上野老人福祉センターの指定管理者を実施している。

委託期間は5年間ですが、宮古島市からの指定管理者委託費はありません。今後の検討課題とし、委託費と施設使用料の減免料金については、今年度も補助を強く要求する。

24、赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動事業

- (1) 赤い羽根共同募金運動の強化
- (2) 歳末たすけあい運動の強化

- (3) その他募金活動の取り組み
- (4) 困窮世帯調査及び歳末助け合い配分金交付
- (5) 募金活動の実施報告

25、民生委員児童委員活動の育成強化

- (1) 研修会への協力支援
- (2) 定例会への協力支援
- (3) 民生委員児童委員活動に関する連絡調整
- (4) 民生委員児童委員活動への協力支援
- (5) 民生委員児童委員事務の担当者配置

26、調査広報活動

- (1) 福祉ニーズ実態把握
- (2) 社協会員会費に関する会員証とチラシの発行
- (3) 市広報誌及びマスコミの活用
- (4) 社協だよりの発行
- (5) ホームページの活用（昨年12月に開設）

27、自主財源事業

- (1) 社協会員会費加入促進の取り組み強化
- (2) 寄付金、事業収益の強化
- (3) 赤い羽根共同募金の取り組み強化
- (4) 福祉基金積立金、介護保険積立金の増強
- (5) 「資金造成芸能チャリティー公演」の開催
- (6) チャリティーゴルフ大会の開催

以上